

○「輸出飼料等に関する自由販売証明書の発行要領の制定」（平成26年11月28日付け26消安第4028号農林水産省消費・安全局長通知）新旧対照表（下線の部分は改正箇所）

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2 対象 本要領に基づく証明書の発行対象は、次に定める物とする。</p> <p>(1) 飼料：動物の栄養に供することを目的として使用される物 <u>その他の動物が摂取する物（ペットフード及び飼料添加物を除く。）をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品は、これを含まない。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 対象 本要領に基づく証明書の発行対象は、次に定める物とする。</p> <p>(1) 飼料：動物の栄養に供することを目的として使用される物 <u>（ペットフードを除く。）をいう。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>